

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会ヒアリング
静止画ダウンロード違法化について

全国地域婦人団体連絡協議会

事務局長 長田三紀

1. 音楽・映像のダウンロード違法化・刑事罰化により、ユーザー側に、当初懸念されていたような不利益・混乱等が生じた事例や、それによるインターネット利用の萎縮が生じている状況を把握されているか、お伺いしたい。

まずは、違法化されたことにより、権利者が実際に権利行使をしているかどうかを、権利者側に開示してもらったべきではないでしょうか。

また、刑罰についていえば、私の聞いているところでは、そもそも、違法ダウンロードについてはそもそも警察が事件化に取り組んでいないと聞いています。したがって、②から⑤についてはその前提を欠いているので何とも回答のしようがありません（②は、権利者側の権利行使にも絡みますが）。警察にどの程度、違法ダウンロードに関して事件化をしているのか、検察へ相談しているのかを聞くべきですし、また、親告罪なので、実際に告訴権者からどの程度の告訴がされているのかを明らかにしてもらったべきだと思います。

権利行使や刑事での事件化の実態なく、徒に違法行為を増やすのであれば、遵法意識の鈍化を招くことになり、実際に権利行使されなくても良いから違法化するというのは法律の役割を履き違えています。

2. ブロッキング法制化の議論の中で、まずは、静止画ダウンロード違法化等について検討すべきとの意見書（10月11日（一社）情報法制研究所）に賛同されていると承知しているが、ブロッキング法制化との関係も含め、御意見をお伺いしたい。

ブロッキングの法制化と、静止画ダウンロードの違法化は全然別の話です。JILISの意見書は、海賊版対策の件は、静止画ダウンロードの違法化で対応できるかどうか検討すべきではないか、という論点提示にとどまるものです。

また、ブロッキングはそもそもユーザーの行為を遮断するものですから、ユーザーの行為を遮断するのであれば、その前提として、ユーザーの行為の違法性をどう考えるのか、ということを検討すべきだと思います。そもそも、ユーザーの行為が違法でないのなら、ますますブロッキングの導入はハードルが高くなりますし、ユーザーの行為を違法としても、違法行為を行わない他のユーザーの通信先を監視して良いのかという問題は残ります。

3. 静止画ダウンロード違法化に当たって、現行の音楽・映像と同様、①違法にアップロードされたものだという事実を「知りながら」ダウンロードする場合にのみ違法とし、②罰則は有償で提供・提示されたものに限定する、という法制的な対応を行い、さらに、③政府や出版社等による普及啓発、④出版社等による適法マークの付与等の取組が適切に行われるとしても、なお、懸念される点や、政府・権利者団体等において追加的に取り組むべき事項があれば、お伺いしたい。

例えば、研究目的その他の公正利用についての例外を導入すべきと考えます。「著作権侵害」とされた作品については、そもそも、アクセスが不可能となるのが現状であり、問題となった著作物について確認をしようと思ったら、違法サイト等に行くしか方法がないのが現状です（例えば、「記念樹」という音楽作品が、「どこまでもいこう」という別の作品に類似し著作権侵害とされたという裁判例がありますが、現状、「記念樹」を聞くことができないため、どの程度似ているかを確認しようとしたら、違法にアップロードされたサイトに行くしかなく、また、これが消えるのを避けようとしたら、違法にアップロードされたものだという事実を「知りながら」ダウンロードするしかありません）。報道や番組の検証なども同様です。

したがって、このような正当な利用目的での例外を設けるべきと考えます。

また、静止画に関しては、いわゆる、一枚絵を左クリックでダウンロードできる手軽さから考えて、一定程度の分量（電子書籍程度の分量）のダウンロードが違法という形での量的制限が必要だと思います。この点は、不正競争防止法改正で新たに保護対象となった限定提供データが「相当量蓄積」を要件としている点が参考になると思います。そうでなければ、一億総違法化に成りかねません。

4. 仮に、静止画に加え、他の著作物（プログラム等）にまでダウンロード違法化の対象が広がった場合に、特に懸念される点はあるか、お伺いしたい。

なぜ、音楽と映像だけ特別だったのか、という点を、ダウンロード違法化については立案担当者が、ダウンロード刑罰化については国会議員または議院法制局が説明すべきなのではないでしょうか。

ダウンロード違法化の一般化についての懸念は、上記でも記載したとおりです。なお、プログラムに関しては、いわゆる OSS（オープンソースソフトウェア）など、自由に使わせる形態でのライセンスもかなり多いので、そのような実際の使われ方及びそれに基づく誤認の可能性なども含めて、萎縮化を招かない方法を検討すべきと考えます。